

災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と社団法人長野県測量設計業協会東信支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐久市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急対策等を実施する必要がある場合は、乙に対し次の事項の協力を要請できるものとする。

- (1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務
- (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務

（応急対策業務の実施）

第3条 乙は甲から応急対策等の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急対策業務に従事するものとする。

（応急対策業務の実施体制）

第4条 乙は、第2条の応急対策業務を早期に実施できるよう、事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策業務に要した経費は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

（損害補償）

第6条 第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、乙の責任において対応するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定により応急対策業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施期間及び場所
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務に従事した所属会員名
- (4) その他必要な事項

（費用の請求）

第8条 乙は、第5条に規定する費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第9条 甲は、前条の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成20年4月8日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年4月8日

佐久市中込3, 056番地

甲

佐久市

佐久市長

王浦大助



東御市滋野乙1, 302番地

乙

社団法人長野県測量設計業協会東信支部

支部長

佐藤芳明

